平成２７年（フ）第７号
神奈川県横須賀市安浦町２－２　いこい荘３、住民票上の住所横浜市金沢区六浦南２丁目９番１号　１Ｆ
債務者　正木　　寛
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第２７号
広島県福山市木之庄町５丁目３番25―313号
債務者　西島　雅一
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第７２号
北九州市若松区東小石町９番37―106号
債務者　竹内　珠美
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６１２号
熊本県合志市豊岡2527番地290、申立時の住所熊本市東区保田窪本町15番43号　エリシオン保田窪305
債務者　北島　路子
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５６号
熊本市中央区坪井４丁目14番16号
債務者　武田　信房
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１４号
青森県五所川原市松島町６丁目１番地　県営住宅１－２－５
債務者　齊藤奈津子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第１６号
青森県北津軽郡中泊町大字大沢内字海原217番地２
債務者　片山　貴之
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第２２１号
神奈川県横須賀市長坂３丁目23番17号
債務者　高橋　恵子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第４号
神奈川県横須賀市小矢部３丁目６番18号　コーポ井戸店202
債務者　清田　貴雄
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第８号
神奈川県横須賀市東逸見町４丁目20番地５
債務者　島村　玲子（旧姓寒水）
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１５号
神奈川県横須賀市小矢部１丁目24番20―704号
債務者　鈴木　希美
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第７７号
静岡市清水区由比439番地　由比南団地17号室
債務者　杉山　　均
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで　静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４号
青森県上北郡野辺地町字馬門道35番地５
債務者　木村　貴幸
1　決定年月日時　平成27年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３２号
青森県むつ市下北町14番28号
債務者　高山　満征
1　決定年月日時　平成27年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９３号
名古屋市中川区八熊１丁目９番20号　メゾン大成405号
債務者　田村　祐子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８０号
熊本市中央区坪井１丁目３番34号　ハヤシダビル503、住民票上の住所熊本市中央区坪井１丁目３番34号
債務者　平　　恵美（旧姓牧）
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１８号
山口県周南市大字徳山5867番地　市営乗兼住宅207号
債務者　堀　　京子
1　決定年月日時　平成27年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで　山口地方裁判所周南支部